

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第6号 宇治市集会所に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（自治振興課）…2
- 規則第7号 宇治市ファミリー・サポート・センターアドバイザー設置規則を廃止する規則……………（こども福祉課）…2
- 規則第8号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第9号 宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則……………（消防総務課）…2
- 規則第10号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（介護保険課）…3
- 規則第11号 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（介護保険課）…4
- 規則第12号 宇治市墓地公園条例施行規則…（環境企画課）…5

告 示

- 告示第52号 令和3年度国民健康保険料率の決定……………（国民健康保険課）…11
- 告示第53号 「地縁による団体」の告示事項の変更……………（自治振興課）…12

教 育 委 員 会

- 規則第2号 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則……………12
- 訓令甲第1号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程……………12

規 則

宇治市集会所に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第6号

宇治市集会所に関する条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市集会所に関する条例施行規則（平成28年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5号」を「第8号」に改め、同条第2項中「第6号」を「第9号」に、「電気料金等」を「維持管理費」に改める。

第9条及び第13条中「第6号」を「第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市ファミリー・サポート・センターアドバイザー設置規則を廃止する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第7号

宇治市ファミリー・サポート・センターアドバイザー設置規則を廃止する規則

宇治市ファミリー・サポート・センターアドバイザー設置規則（平成13年宇治市規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第8号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

玄関受付案内職員	1級4号給
----------	-------

」を

「

玄関受付案内職員	1級4号給
産業政策推進専門官	2級106号給

に、

「

専門員	2級46号給
看護師	1級24号給

を

「

専門員	2級46号給
電話交換業務嘱託員	1級29号給
看護師	1級24号給

に改める。

」

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第9号

宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則
宇治市消防団員の服制等に関する規則（昭和29年宇治市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の男子消防団員用服制の部アポロキャップの項中「、金色の」を削り、同表の女子消防団員用服制の部冬（合）服の項中「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に改め、同部中

「

キュロットスカート	色又は地質	上衣と同様とする。
	製式	セミタイト型とし、横ファスナー開きとする。 前面及び後面の中央部にダーツを付ける。 形状は、図のとおりとする。

」

「

ズボン	色又は地質	上衣と同様とする。
	製式	長ズボンとし、両もも及び両側後方に各1個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。

」

改め、同表の女子消防団員用服制の部盛夏服の項中「そでは、長そで」を「袖は、長袖」に改め、同部中

「

キュロットスカート	色又は地質	冬（合）服キュロットスカートと同様とする。
	製式	

」

「

ズボン	色又は地質	冬（合）服ズボンと同様とする。
	製式	

」

、

「

リボン	色又は地質	緑の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	製式	形状は、図のとおりとする。

」

「

ネクタイ		男子消防団員用服制と同様とする。
------	--	------------------

」

改め、同表の表以外の部分男子消防団員用服制の部第3項を次のように改める。

3 アポロキャップ

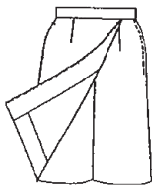
製式



別表第1の表以外の部分女子消防団員用服制の部第2項中

「」を「」に

キュロットスカート製式



ズボン製式



」

」

改め、同部中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第10号

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「専ら」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第11条本文中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改める。

第13条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第13条 第5条第3項から第5項まで並びに第6条第1項及び第2項の規定は、指定夜間対応型訪問介護事業所について準用する。この場合において、第5条第3項中「定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス」とあるのは「定期巡回サービス」と、「指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所」とあるのは「若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」と、同条第5項中「随時対応サービス」とあるのは「オペレーションセンターサービス」と、第6条第1項中「指定夜間対応型訪問介護事業所」とあるのは「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」と、同条第2項中「第3条第4号」とあるのは「第10条第4号」と読み替えるものとする。

第19条第3号中「、第31条第2号」を「、第31条第1項第2号」に、「第21条第2号」を「第21条第1項第2号」に改める。

第20条を次のように改める。

（共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者の配置基準）

第20条 前条第1号に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 前項ただし書の場合において、管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある第5条第4項第5号から第7号までに掲げる事業所若しくは施設又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の職務に従事することができる。

3 管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第22条第3項前段中「、第15条」を削り、同項後段中「、第15条第1項中「前条第1号に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）」とあるのは、「第19条第1号に規定する管理者」とを削る。

第24条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定介護老人福祉施設

(5) 介護老人保健施設

第24条第3項中「第32条第2項」を「第32条第3号」に改める。

第25条第5項の表の中欄中「第5号」を「第7号」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第31条各号列記以外の部分中「の共同生活住居」を削り、同条第1号中「1」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに1」に改め、同条第2号中「介護職員 夜間」を「介護職員 指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間」に、「共同生活住居の」を「、当該共同生活住居の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護職員が円滑な利用者の状況の把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護職員の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護職員に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第32条第1項本文中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。

第33条第1項及び第2項中「第31条第2号」を「第31条第1項第2号」に改め、同条第3項中「、第31条第2号」を「、第31条第1項第2号」に改める。

第34条第1項本文中「第31条第3号」を「第31条第1項第3号」に改め、同項ただし書中「、共同生活住居における」を「、指定認知症対応型共同生活介護事業所の」に改め、同条中第5項を

第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第2項に規定する者を置くことができる。

第37条第1項中「第21条第2号」を「第21条第1項第2号」に、「第31条第2号」を「第31条第1項第2号」に改める。

第51条第1項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第57条中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第58条第1項を次のように改める。

第58条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第62条第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

第62条第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第63条第3号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第63条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第65条第1号ア中「入所者」を「入居者」に改め、同号ウ中「、おおむね10人以下」を「、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」に改め、同号エを次のように改める。

エ 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

附則に次の1項を加える。

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職員配置に係る経過措置）

9 入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設事業者は、第51条第1項第4号ア及び第66条の規定にかかわらず、当分の間、介護職員並びに看護師及び准看護師の配置（夜間及び深夜の時間帯における配置を含む。）の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準の経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改修された部分を除く。）の居室であつて、改正前の第65条第1号エ（イ）に規定する基準を満たしている居室については、なお従前の例による。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、改正後の第62条第3号の規定

にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、介護職員その他の従業者に対し、当該訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故の発生等を防止するための措置に係る経過措置）

4 施行日から起算して6月を経過する日までの間における改正後の第63条第4号の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは「置くように努める」とする。

（揭示済）

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第11号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「第21条第2号」を「第21条第1項第2号」に、「第31条第2号」を「第31条第1項第2号」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者の配置基準）

第8条の2 前条第1号に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 前項ただし書の場合において、管理者は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある次の各号に掲げる事業所又は施設の職務に従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- (3) 指定地域密着型特定施設
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設

3 管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第12条前段中「第4条、第5条第3項」を「第5条第3項」に改め、同条後段中「第4条第1項中「前条第1号に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）」とあるのは「第8条第1号に規定する管理者」とを削る。

第13条第2号中「第21条第2号」を「第21条第1項第2号」に改める。

第14条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）
- (5) 介護老人保健施設

第15条の表の中欄中「第5号」を「第7号」に、「指定認知症対応型通所介護事業所（地域密着型サービス基準条例第67条第

1 項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）又は介護老人保健施設を「、指定地域密着型通所介護事業所（地域密着型サービス基準条例第57条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）又は指定認知症対応型通所介護事業所（地域密着型サービス基準条例第67条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「の共同生活住居」を削り、同条第1号中「1」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに1」に改め、同条第2号中「夜間及び深夜の時間帯以外」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外」に、「、共同生活住居の」を「、当該共同生活住居の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護職員が円滑な利用者の状況の把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護職員の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護職員に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第22条第1項本文中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。

第23条第1項及び第2項中「第21条第2号」を「第21条第1項第2号」に改め、同条第3項中「、第21条第2号」を「、第21条第1項第2号」に改める。

第24条第1項本文中「第21条第3号」を「第21条第1項第3号」に改め、同項ただし書中「、共同生活住居における」を「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第2項に規定する者を置くことができる。

第27条第1項中「第31条第2号」を「第31条第1項第2号」に、「、第21条第2号」を「、第21条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市墓地公園条例施行規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第12号

宇治市墓地公園条例施行規則

宇治市墓地公園条例施行規則（平成4年宇治市規則第26号）の

全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 墓所（第3条―第21条）

第3章 合葬式墓地（第22条―第30条）

第4章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市墓地公園条例（令和3年宇治市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 墓所

（焼骨に準ずるもの）

第3条 条例第2条第2号の焼骨に準ずるものは、遺髪及び遺品その他の市長が適当であると認めるものとする。

（規則で定める附属工作物）

第4条 条例第3条第1項の規則で定める附属工作物は、墓誌、境界石、拝み石、花立て及び香立てとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、同項に掲げる附属工作物以外の附属工作物を設置することができる。

（規則で定める事項）

第5条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 受付けの期間及び場所

(2) 申込みの資格及び手続

(3) 選考の方法、日時及び場所

(4) 発表の日時及び場所

（規則で定める選考の方法等）

第6条 条例第5条第2項の規則で定める方法は、抽選とする。

2 市長は、前項の抽選により、条例第6条第1項の規定による使用の許可の申請をすることができる者（以下「申請資格者」という。）並びに必要な数の補欠者及びその順位を決定するものとする。

3 補欠者は、申請資格者が次条第1項に規定する申請をしなかった場合及び第8条第2項の規定により申請を取り下げたものとみなされた場合は、その順位に従い、申請資格者となるものとする。

4 補欠者の資格の有効期間は、第2項の決定の日から起算して2月とする。

（使用の許可の申請）

第7条 申請資格者は、前条第2項の決定の日から起算して10日以内に、宇治市墓地公園墓所使用許可申請書（別記様式第1号）に住民票の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした者に対し、宇治市墓地公園墓所使用許可決定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（規則で定める期日）

第8条 条例第7条第1項の規則で定める期日は、条例第6条第1項の許可をした日（以下「許可日」という。）から起算して20日を経過する日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期日を別に定めることができる。

2 条例第6条第1項の許可を受けた者が前項に規定する期日までに墓所使用料を納付しなかった場合は、前条第1項の規定による申請を取り下げたものとみなす。

（墓所使用料の還付）

第9条 条例第7条第2項ただし書による墓所使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合による。

- (1) 本市の責めに帰すべき理由により使用できないとき又は使用できなくなったとき 全部
- (2) 条例第15条第1項の規定により墓所を返還した場合で、許可日から当該返還の日までの期間が次のいずれかに該当するとき
 - ア 1年以下のとき 4分の3
 - イ 1年を超え3年以下のとき 2分の1
 - ウ 3年を超え5年以下のとき 4分の1

（墓所使用許可証）

第10条 条例第8条の墓所使用許可証は、宇治市墓地公園墓所使用許可証（別記様式第3号）とする。

（墓所使用許可証の記載事項の変更の申請）

第11条 墓所使用者は、墓所使用許可証の記載事項に変更が生じた場合（条例第12条の規定による墓所使用権の承継の場合を除く。）は、宇治市墓地公園使用許可証記載事項変更申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（墓所使用許可証の再交付）

第12条 墓所使用許可証を紛失し、又は破損した者は、宇治市墓地公園使用許可証再交付申請書（別記様式第5号）により市長に申請し、墓所使用許可証の再交付を受けなければならない。

（墓園管理料）

第13条 墓園管理料は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに当該年度の4月30日までに納付しなければならない。

2 年度の途中において条例第6条第1項の許可を受けた者は、月割りにより算定した額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を初年度の墓園管理料として市長が定める期日までに納付しなければならない。

3 前項の場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなす。

（墳墓の設置等の許可の申請）

第14条 墓所使用者は、条例第10条第1項の許可を受けようとするときは、宇治市墓地公園墓所内工事許可申請書（別記様式第6号）に墓所使用許可証、仕様書、図面等を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした者に宇治市墓地公園墓所内工事許可書（別記様式第7号）を交付するものとする。

3 前項の許可書の交付を受けた者は、許可を受けた工事が完了したときは、直ちに宇治市墓地公園墓所内工事完了届（別記様式第8号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（墳墓等の設置に係る制限）

第15条 墓所使用者は、墓所の区画を明らかにするため、境界石を設置しなければならない。

2 墓所に設置できる墳墓の数は、1区画につき1基とする。

3 墳墓等の設置の方法は、次の各号のいずれかに定めるところによる。この場合において、高さは前面通路を起点とする。

- (1) 別に定める標準規格による方法
- (2) 次に掲げる基準による方法

ア 境界石 指定境界線からの距離を1センチメートル以上控え、高さは30センチメートルとする。

イ 墳墓 高さは164センチメートル、幅は64.5センチメートル、奥行は66センチメートルを超えないものとする。

ウ 境界石以外の附属工作物 高さは164センチメートルを超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、同項各号に定める方法によらないことができる。

5 墓所内の植栽は、これを禁止する。

（埋蔵の届出）

第16条 墓所使用者が焼骨及び第3条に規定するものを埋蔵しようとするときは、宇治市墓地公園墓所埋蔵届（別記様式第9号）に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（墓所使用権の承継の申請）

第17条 条例第12条の規定により墓所使用権を承継しようとする者は、その原因が生じた日から3月以内に、宇治市墓地公園墓所使用権承継申請書（別記様式第10号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした者に墓所使用許可証を交付するものとする。

（許可の取消しの通知）

第18条 条例第13条第1項の規定による許可の取消しの通知は、宇治市墓地公園墓所使用許可取消通知書（別記様式第11号）によるものとする。

（規則で定める送達の方法）

第19条 条例第13条第4項の規則で定める方法は、市長が前条の通知書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付することができる旨を宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示する方法とする。

2 前項の規定による送達については、その掲示を始めた日から起算して14日を経過した時に前条の通知書の送付があつたものとみなす。

（墓所の返還の届出）

第20条 墓所使用者は、条例第15条第1項の規定により墓所を返還しようとするときは、宇治市墓地公園墓所返還届（別記様式第12号）に墓所使用許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

（墓所等の保全義務）

第21条 墓所使用者は、墓所及び墳墓の保全のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に墓所を清浄に保つこと。
- (2) 墳墓等の破損又は倒壊のおそれがあるときは、直ちに修理すること。

第3章 合葬式墓地

（規則で定める親族）

第22条 条例第18条第1号に規定する規則で定める親族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 6親等以内の血族
- (3) 3親等以内の姻族
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条の規定による改葬を受ける関係にある者

（使用の許可の申請）

第23条 条例第19条第1項の規定による合葬式墓地の使用の許

可を受けようとする者は、宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可申請書（別記様式第13号）に住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした者に対し、宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可決定通知書（別記様式第14号）を交付するものとする。

（合葬式墓地使用許可証）

第24条 条例第22条の合葬式墓地使用許可証は、宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可証（別記様式第15号）とする。

（記名板の追加変更の申請）

第25条 合葬式墓地使用者は、新たに記名板を使用しようとするときは、宇治市墓地公園合葬式墓地記名板追加変更申請書（別記様式第16号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の記名板の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して14日以内に合葬式墓地使用料を納付しなければならない。

（埋蔵又は安置の届出）

第26条 合葬式墓地使用者は、焼骨を合葬室に埋蔵し、又は安置しようとするときは、宇治市墓地公園合葬式墓地埋蔵届（別記様式第17号）に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（使用の取りやめの届出）

第27条 合葬式墓地使用者は、条例第24条の規定により合葬式墓地の使用を取りやめようとするときは、宇治市墓地公園合葬式墓地使用取りやめ届（別記様式第18号）に合葬式墓地使用許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

（許可の取消しの通知）

第28条 条例第25条の規定による許可の取消しの通知は、宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可取消通知書（別記様式第19号）によるものとする。

（記名板）

第29条 記名板に刻字することができる事項は、合葬式墓地に埋蔵し、又は安置された者の氏名のほか、生年月日及び死亡年月日とする。

（準用）

第30条 第8条、第9条、第11条及び第12条の規定は、合葬式墓地の使用について準用する。この場合において、第8条第1項中「第7条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、「第6条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、「20日」とあるのは「14日」と、第8条第2項中「第6条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、第9条中「第7条第2項ただし書」とあるのは「第21条第2項ただし書」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（指定管理者による管理）

第31条 条例第28条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に墓地公園の管理を行わせる場合における第14条、第16条及び別記様式第6号から別記様式第9号までの規定の適用については、第14条及び第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第6号から別記様式第9号までの規定中「宇治市長」とあるのは「宇治市天ヶ瀬墓地公園指定管理者」とする。

- 2 条例第28条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に墓地公園の管理を行わせる場合における第26条及び別記様式第17号の規定の適用については、第26条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第17号中「宇治市長」とあるのは

「宇治市天ヶ瀬墓地公園指定管理者」とする。

（補則）

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第31条第1項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市墓地公園条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別記様式第1号（第7条関係）

宇治市墓地公園墓所使用許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請資格者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の墓所を使用したいので申請します。

使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
墓所を必要とする理由			
墳墓等設置 予定年月日	年 月 日		

別記様式第2号（第7条関係）

宇治市墓地公園墓所使用許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇治市長

印

次のとおり宇治市墓地公園の墓所の使用を決定したので通知します。

使用者	住所			
	氏名			
使用場所	区	号	種別	平方メートル墓所
墓所使用料	円			
墓園管理料	(ただし、年 月分から 年 月分まで)			円 月分まで)
納付期限	年 月 日			

別記様式第3号（第10条関係）

1 ページ

